

承認第1号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年1月26日提出

取手市長 中村 修

専決処分第32号

専 決 処 分 書

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

取手市長 中 村 修

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (施行期日) 1 この条例は、 <u>公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u> 2 (略)	付 則 (施行期日) 1 この条例は、 <u>令和8年4月1日から施行する。</u> 2 (略)

付 則
この条例は、公布の日から施行する。